

平成28年度第2回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

- 開催日時 平成28年8月31日(水) 18:30～20:30
- 開催場所 旭川市子ども総合相談センター2階 研修・会議室2
- 出席委員 (16名) 荒木関委員, 井代委員, 上原委員, 大橋委員, 沖委員, 小林委員, 斉藤委員, 佐々木委員, 佐藤(貴)委員, 芝木委員, 諏訪委員, 武田委員, 徳島委員, 三橋委員, 宮崎委員, 山村委員
- 欠席委員 (4名) 佐藤(繁)委員, 清水委員, 山根委員, 吉川委員

- 事務局 子育て支援部 稲田部長, 品田次長, 館次長
子育て支援課 子育て企画係 田村係長, 村上主査
こども育成課 堀内課長, 飯森主幹,
母子保健課 阿保課長
子ども総合相談センター 石原所長, 片山副所長
愛育センター 金内所長
こども通園センター 宮野所長

○議事概要

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」

・資料1について事務局より説明した。

(事務局)

- ・「はじめに」にも記載しているが、この冊子は、旭川市子ども条例第15条の「市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。」との規定に基づき、広く市民に市の取組を周知するために作成した。
- ・また、平成27年2月に策定した「旭川市子ども・子育てプラン」は、本市の平成31年度までの子育て支援施策等の方針をまとめた計画であるが、プランは、基本的には5年ごとに作成するもので、個別の事業を記載しているわけではない。
- ・そこで、各個別事業の取組状況を取りまとめ、社会情勢等に応じたタイムリーな取組の方向性を示すことで、計画に対する進捗状況報告を兼ねるものとして、この冊子を毎年度作成することとしたものである。
- ・なお、この冊子は、市役所の関係部局で構成する子育て支援会議において共有し、次年度以降の方向性等について協議するとともに、本審議会でも意見を聴取し、平成29年度に向けた予算要求や取組に反映することとしている。
- ・1ページ「第1部 本市の子ども・子育て環境の現状」については、現在の本市の状況について最新の数値を記載している。
- ・2ページ「1 少子化の状況」で、2ページ、3ページが「(1) 出生の状況」となっており、3つのグラフと表があるが、はじめに、出生数の推移では、平成26年は、

2, 3 5 6 人の出生があり, 年々減少傾向にあること, また, 母の年齢階級別出生数の推移では, 出産年齢の高齢化が進んでいること, 最後に合計特殊出生率の推移では, 平成 2 6 年の旭川市の数値は 1. 2 8 で, 全国の 1. 4 2 を大きく下回っている状況にある。

・次に 4 ページ「(2) 人口の推移」については, 国勢調査結果のグラフから, 全国平均よりも本市では少子高齢化の進行度合いが進んでいる状況にあることが分かる。

・次に 5 ページ「(3) 少子化の要因」によると, 結婚については, 未婚化及び晩婚化が進み, これに伴い, 第 1 子の平均出産年齢も高齢化が進んでいること, また, 理想の子どもを持ってない最大の理由としては, 妻の年齢にかかわらず子育てにかかる費用が挙げられていることを記載している。

・次に 6 ページから 1 1 ページまでは「2 子ども・子育てプラン策定に当たり実施したニーズ調査結果を記載しているため, 説明は省略する。

・次に 1 2 ページ「3 子どもの育ちについて」の「(1) 児童虐待」については, 本市においても児童虐待に関する相談対応件数は年々増加傾向にある。また, 本市の家庭児童相談における種類別児童虐待の内訳は, 心理的虐待が増加していることが分かる。

・次に 1 3 ページ「(2) 不登校及びいじめ」については, 相談件数は, 平成 2 5 年度をピークに減少傾向にあるほか, 「(3) 特別支援学級及び通級指導教室の状況」は, その児童生徒数はいずれも増加傾向にある。

・次に 1 4 ページ「(4) 就職の状況」については, 新規高校卒業者の就職内定率は高いものの, 北海道における新規就職者の 3 年以内の離職率は, 高校・短大・大学のいずれも全国平均より高い状況にある。

・続いて 1 5 ページ「第 2 部 本市の取組の方向性」については, 平成 2 8 年度において重点的に進める子育て支援施策等について, 子ども・子育てプランの章立てに基づきまとめている。

・1 6 ページ「1 旭川市子ども条例」と 1 7 ページ「2 旭川市子ども・子育てプランの概要」については, 説明を省略する。

・1 8 ページ「(1) 子どもを育てる」という項目の「基本施策 1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援」については, 施策の概要に記載しているが, 平成 2 8 年度は, 新たに特定妊婦等への相談支援を行う利用者支援事業(母子保健型)の取組や不妊治療に対する助成の拡大を実施している。具体的な内容については, 1 9 ページに記載している。利用者支援事業(母子保健型)は, すべての妊産婦等の状況を継続的に把握し, 妊婦や子育てに関する相談に対応することで, 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。また, そのページの下段に記載している不妊治療費の助成についても, 初回の助成限度額の増額や男性不妊治療のほか, 2 子目以降の費用助成の開始など, 内容を拡充している。

・次に 2 0 ページから 2 2 ページ「基本施策 2 子ども・子育てに関する多様な不安を和らげるための支援」について, 平成 2 8 年度は, 子どもや子育てに関する相談業務や地域支援に関する施策を集約し, これらを一体的に所管する子ども総合相談センターを開設した。2 1 ページの相談窓口に記載しているが, 子育ての悩みや不登校, いじめ,

発達に関する窓口のほか、子どもからの相談専用ダイヤルを設置した。

・次に23ページ、24ページ「基本施策3 子育てに関する経済的支援」について、平成28年度は、子ども医療費の更なる助成対象拡大を図るほか、多子世帯及びひとり親世帯に対する幼稚園や保育所等の保育料の負担軽減措置の拡充を実施している。24ページに記載のある子ども医療費の助成拡充として、入院と指定訪問看護に係る医療費助成を中学生まで拡充したほか、3歳未満児及び非課税世帯に対し、初診時一部負担金の助成を8月から開始した。また、そのページの下段に記載している多子世帯及びひとり親世帯に対する保育料負担軽減として、年収約360万円未満相当の世帯に対して、第1子目、第2子目などの子どものカウントの仕方を変えることで負担軽減を図ったほか、ひとり親世帯については、1子目を半額、2子目以降を無償化した。

・次に25ページ、26ページ「基本施策4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援」について、保育所の待機児童については、既存施設を活用しながら保育ニーズに対する受け皿確保を進めていくほか、留守家庭児童会についても、第二留守家庭児童会等の整備を行うとともに、平成28年度から、土曜日及び長期休業期間中の開所時間を午前8時30分から午前8時に延長している。また、保育や子育て支援事業の人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する予定である。

・次に27ページ、28ページ「基本施策5 ひとり親家庭への支援」について、28ページの寡婦（夫）控除のみなし適用の表に記載のある事業について実施しているほか、そのページの下段に記載している、ひとり親家庭等自立支援費の給付金の額を引き上げるなど、制度の拡充を行った。

・次に29ページからは、「(2) 子どもの育ちを支える」という項目で、「基本施策1 社会的自立に向けた教育環境等の充実」について、その内容を記載している。

・次に30ページ、31ページ「基本施策2 子どもの安全な日常生活環境の整備」については、子どもが関係している交通事故の傾向や子どもが犯罪の被害にあった状況、刑法犯少年の状況等を記載している。

・次に32ページ、33ページ「基本施策3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進」について、平成28年度は、発達支援相談室と特別支援教育センターの相談窓口を子ども総合相談センターに一元化し、乳幼児から概ね18歳までの発達相談を実施している。

・次に34ページは、「(3) 子どもの主体性を育む」という項目で、「基本施策1 子どもの主体性を育む」については、児童館や留守家庭児童会を含めた放課後の子どもの居場所づくりを進めており、35ページでは、昨年10月に開館した北彩都子ども活動センターASOBI～BAの活動内容について掲載している。

・次に36ページ、37ページ「基本施策2 社会の一員としての意識を育む」については、小中高校生が乳幼児との触れあい体験などを通して命の大切さなどを学ぶ私の未来プロジェクトと、小学生を対象とした職業体験を行うあさひかわキッズタウン事業を掲載している。

・続いて38ページからは「(4) 社会全体で支える」という項目だが、「基本施策1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進」について、平成28年度は、子

育て支援人材バンクの登録範囲を東神楽町まで拡大し実施している。

・次に40ページ、41ページ「基本施策2 事業者と連携した取組の推進」については、乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりとして、授乳場所やおむつ交換の場所、ミルクのお湯が提供できる施設を紹介する「こんにちは赤ちゃんステーション事業」や、子ども連れに配慮した企業・店舗をウェブで紹介する「あさひかわこどもーる事業」、北海道の事業である「どさんこ・子育て特典制度」を紹介している。

・次に42ページ「社会全体の意識啓発」について、平成28年度は、家事や育児について男性の積極的なかわりを推進するため、男性の家事、育児推進事業を10月から実施する予定でいる。

・最後に43ページ「第3部 計画の進捗状況及び個別事業一覧」について、まず、45ページ「1 各基本施策の指標及び目標値に対する進捗状況」は、子ども・子育てプランにおける平成31年度までの指標や目標値に対する平成27年度の進捗状況をまとめたものである。現在集約等できていないものについては、平成30年度のニーズ調査時に把握といった記載をしている。

・次に47ページの「2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」については、国が定める基本指針に基づき、プランにおいて定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備目標事業量について、平成31年度の計画値と現在の進捗状況を整理したものである。これについては、今後、段階的に整備を進めていく予定でいる。

・次に49ページから55ページについては、プランにかかわる市役所各部局の個別事業とその予算額、指標に対する実績値、事業内容などをまとめた一覧表であり、本市が進める子ども・子育てに関する取組状況が分かる資料となっている。これらの事業については、今後も年に1回、実施状況の管理をしていく。

・なお、この場でいただいた意見や子育て支援会議でいただく意見等も参考にしながら最終版として取りまとめ、この冊子を市のホームページ等で公表することとしている。

(A委員)

・13ページの不登校及びいじめ相談の件数が減ったことは、特別支援が充実してきたからなのか、それとも、いじめ自体の件数が減ってきたのか、どのように考えているか。

(事務局)

・子どもが減ってきている状況もあるが、いじめ対策については、教育委員会も力を入れており再発防止に取り組んでいる。また、不登校についても学校に対策チームを作るなどの取組を行っていることが減ってきている要因と、教育委員会から聞いている。特別支援を充実したことが減っている要因かどうかは確認できていない。

(A委員)

・22ページのひとり親家庭の支援について、旭川市のひとり親の世帯数は何件か。

(事務局)

・ひとり親家庭の世帯数は、平成26年度が5,621世帯、平成27年度が5,535世帯、平成28年度が4,783世帯となっている。平成26年度と平成

27年度は児童扶養手当受給世帯と遺族基礎年金給付世帯を合わせた件数で、平成28年度は児童扶養手当受給世帯のみの件数となっている。傾向としては、横ばい、ないし減少傾向で推移している。

(A委員)

・32ページの児童虐待相談経路別件数の表によると警察等から児童相談所への通報が多い理由は何か。

(B委員)

・警察は、DVや夫婦げんかなどの現場に子どもがいる場合は心理的虐待の可能性が否定できないととらえるケースが多く、児童虐待として通報されることが多いことが要因である。

(C委員)

・13ページの特別支援学級及び通級指導教室の状況について、障害のある全体的な傾向をおさえるために就学前の数値をひろってはどうか。

・47ページの1号の人数の考え方が違うのではないか。

(事務局)

・特別支援を要する子どもの数については、旭川市子ども・子育てプランの策定時にも認可保育所における特別支援保育のニーズ量に関わって専門部会でどのように把握するのか話題になったが、障害福祉課に件数を確認したところ、障害の程度によるので、正確な統計を出すのは困難とのことから、小学校の特別支援の児童数から割り出したところである。

・47ページの数値については、後ほど確認する。

(C委員)

・13ページの特別支援学級及び通級指導教室の表については、全体の児童数に対する特別支援学級を利用する児童数の割合を示すことで全体の傾向をつかむことができるのではないか。

(D委員)

・子育て支援会議で34ページの「子どもの主体性を育む」について構成員から何か意見はあったのか。

(事務局)

・特に意見はなかったが、子育て支援会議幹事会の構成員からは、9月2日までに意見をもらうこととしている。

(D委員)

・ここの基本施策については、子どもの思いや子どもがどのように考えているのかを育むための取組だと考えるので、あそび〜ばや放課後の居場所づくり以外の取組を庁内の中で拾い上げて充実させてほしい。

(E委員)

・ここの施策については、子育てよりも学校の方が主となるような気がする。

(E委員)

・その他質問等がなければ、報告を受けたこととする。

イ 旭川市子ども総合相談センター（以下「センター」という。）の現状の取組と今後の方向性について

資料2～資料3について事務局より説明した。

（事務局）

・前回の会議でセンターの役割・機能に基づいた現状と課題、スケジュール等の資料の提示が必要との意見があり、また、センターが事業を進めるにあたっての根拠、裏付けの説明が不足していたことから、市政全般の目標におけるセンターの位置付けや、子育て支援施策におけるセンターの役割、そして各事業のスケジュール等について改めて整理した。

・資料2の1ページ目は、この4月からスタートした、「第8次旭川市総合計画」におけるセンターの位置付けの資料で、第8次総合計画は5つの基本目標と、それに基づく13の基本政策、そして基本政策ごとに1～3の施策を体系付けている。そのうちセンターの事業は、2つの基本目標と2つの基本政策及び3つの施策に関連している。特に施策については、福祉、教育などの分野では3つしかない重点施策に全て関連している。

・具体的には「妊娠・出産・子育てに関する支援の充実」ということでは「妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子供の成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図ります。」、「子育て環境の充実」では「保育士など子育てに関わる専門職の資質向上を促進し、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。」、「社会で自立して生きていく力を培う教育の推進」ということでは「特別な支援を必要とする子どもたちや、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。」という記載があり、センター機能の3本の柱である、子ども子育て等に対する相談支援機能、教職員・保育士等に対する研修機能、地域における支援体制の構築がそのまま旭川市の重点施策にも位置付けられている。

・次に2ページの「子ども・子育てプランにおけるセンターの位置付け」は、法令等に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に進めるための計画として策定している。プランは4つの基本方向を定め、それに基づき13の基本施策を定めているが、センターは、そのうち妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援、子育てに関する多様な不安を和らげるための支援、乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援、社会的自立に向けた教育環境等の充実、援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進、子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの6つの項目においてその推進の役割を担っており、また子ども・子育てプランでは、基本施策に基づき39の主要事業を定めているが、うち13事業がセンターに関連するものとなっている。また、主要事業においてセンターが所管する具体的な取組は一番下段に記載しているとおりとなっている。

・総合計画，子ども・子育てプランのいずれの政策，施策においても，センターが単独でその推進を担っているものはほとんどなく，関係機関や関係部局，そして子育て支援部内での連携，協力を図りながら，目標像の実現に向け取り組んでいる。

・次に3ページの「子ども総合相談センターの機能と所管事業」について，センターの事業は，子育て支援策における課題等も踏まえながら，センターの基本構想，基本計画，そして実施計画において，子ども・家庭に対する相談支援機能，教職員・保育士等に対する研修機能，地域における支援体制の構築の3つの機能を柱とすることとし，それに基づき所管事業を整理した。市民からの相談等に対し，3つの機能が補完しあいながら，総合的に対応し，課題の解決や子育て支援の充実に繋げていくことをイメージしている。

・具体的な事業として，相談支援機能については，児童家庭相談事業，発達支援相談事業，子育て支援短期事業，研修機能としては，特別支援教育，児童虐待に関するものをはじめとした研修会，講習会等の実施，地域支援としては，ファミリーサポートセンター事業，地域子育て支援拠点事業，地域子育て活動支援事業，うぶごえへの贈りもの事業となっている。

・次に4ページの「子ども総合相談センターの取組の方向性」については，先程説明した3つの機能についての考え方と，それぞれの機能に位置付けられている事業におけるこれまでの取組，そして充実に向けた今後の方向性を整理したものとなっている。これらの取組の方向性の考え方などについては，前回の審議会でひと通り説明したが，再度，簡単に説明すると児童家庭相談事業は，これまでも旭川市子ども・女性支援ネットワークなどを通じて関係機関との連携を図りながら相談支援を行ってきたが，センターの設置に合わせ，不登校・いじめ相談室の統合や子どもホットラインの設置，利用者支援事業（母子保健型）の実施などを行っており，更に担当地区制の導入もしていきたいと考えている。

次に発達支援相談事業だが，子どもの発達や発育に対する支援のため，専門の相談員や心理士を配置し，相談対応や巡回相談を行ってきたが，就学前後の一貫した支援のため特別支援教育センターを統合し，さらに専門職を活用した相談機能の充実を進めていきたいと考えている。

・子育て支援短期事業については，相談を通じた支援の一つとして，ショートステイ事業，トワイライトステイ事業により一定期間子どもの養育，保護を行っているが，これについては現行の取組を継続していきたいと考えている。

・教職員，保育士等に対する研修機能としては，これまで特別支援教育センターが担っていた研修事業について，教育委員会と連携を図りながら引き続き実施していくほか，研修対象者の拡大や，児童虐待やペアレントトレーニングなどの新規研修も実施している。

・次に地域における支援体制の構築については4事業を掲げているが，まずファミリーサポートセンター事業については，育児に関する会員制の相互援助活動に対して，市が利用調整や利用料の助成を行っているが，利用者の増加に伴い，提供会員の確保が課題となっており，対策を検討していきたいと考えている。

・次に地域子育て支援拠点事業については，現在9か所，子育て支援センターを設置

し、身近な地域で親子の交流や育児相談をできる場所となっているが、機能の充実や設置箇所の拡大を検討していく。

- ・また、地域子育て活動支援事業については、育児サークル、子育てサロンの支援の充実や地域における支援機能の充実について検討していく。

- ・最後、うぶごえへの贈りもの事業については、お祝いの品を今後どうしていくかなどの課題もあるが、当面は現行のとおり実施していきたいと考えている。

- ・次に7ページの「取組スケジュール」は、前段で取組の方向性を示したものについて、開設時に実施済み、平成28年度中に実施、平成29年以降に実施、継続した取組が必要な4区分に分けスケジュールを整理した。平成29年度以降となっているものが、特別な配慮を必要とする子どもに対する支援の充実など4項目あり、具体的な年限は示していないが、取組内容を整理した上で、基本的には平成29年度予算編成の中で要求していくことを考えている。

- ・10ページは、「実施に向け更に検討が必要な取組」として、意見交換会などで意見をもらっているが、現状において具体的な実施の目途が立っていないものについて記載している。

- ・各種相談の24時間365日対応については、審議会でも意見があったが、人員や財源などの面での課題も多く、また、緊急の案件であればあるほど、捜査や措置などの権限がない市が対応できることには限界があるといったこともあり、現状ではすぐに実施は難しいと考えているが、施設の運営状況や市民ニーズ等を踏まえながら更に検討を進めていく。

- ・ニート、ひきこもり対策については、子ども総合相談センターは概ね18歳までを対象とした相談対応を実施しているが、他機関に繋ぐなどの対応にとどまらざるを得ない状況にある。また、ニート、ひきこもりで悩んでいる人は、むしろ18歳を超える人のほうが多いと思われることから、センターがその役割を全て担えるとは考えていないが、関係機関などとの連携を図りながらの検討が必要だ。

- ・巡回相談の全市的な連携体制の構築について、幼稚園、保育所に対する巡回相談については、センターの巡回相談も含め、大雪ネットの巡回相談や保育所等訪問支援事業など複数の機関が実施している。特に大雪ネットとの役割分担については、これまでも類似の部分もあり、わかりにくいとの意見もいただいていたことから、協議や情報交換も行ってはいるが、役割分担や連携のあり方について、更に協議が必要と考えている。

- ・中、高、特別支援学校との連携だが、幼稚園、保育所、小学校の連携については、交流会や研修会の実施、相談データの一元管理などの取組を進めることで一定程度図られるが、中、高、特別支援学校との連携については具体的な取組が不足しており、今後の検討課題としている。

- ・健診情報等の共有・外部提供として、乳幼児健診情報の保育現場や就学時検診における活用については、個人情報保護が課題となっているが、すくらむの活用促進なども含め、情報の共有の手法について検討が必要と考える。

- ・また資料3では、前回の審議会でも資料要求のあった相談の対応状況の7月までの実績を整理した。なお、教育委員会における相談対応実績についても資料要求があった

が、教育委員会においては、市民や学校からの電話相談はもちろん、学校訪問時など様々な機会を通じた相談や報告を受け対応しており、統計的な数字は持ち合わせていないとのことである。そのため、これに代わるものとして、センターで受けた不登校・いじめ相談の対応状況についても4か月分整理した。

(A委員)

- ・親子教室が6回で終わるが、その後は、誰か評価者による判断をくださっているのか。他につなげるところなどの連携をしているのか。

(事務局)

- ・親子教室は3か月合計6回実施し、その後は、幼児相談などへの情報提供や、こども通園センターのひまわりなどの支援機関を紹介している。
- ・親子教室を実施している職員で一定程度判断している。

(F委員)

- ・資料3については、その傾向を確認するために、年度末ごとに、相談を受けた時間帯や平日か休日の別について集計し、提示していただけないか検討願いたい。

(C委員)

- ・センターの立ち上げに向け意見交換した内容が反映されていないのでは。センターの進むべき方向性について、関係団体と継続的に協議する場を設けてはどうか。

(事務局)

- ・審議会など協議の場を設ける方法もあるかと思うが、日常業務で関係団体に意見を聴く機会は多々あるため、その中で対応する方法もある。具体的な方法については、今すぐに回答できない。ただし、意見交換会でいただいた御意見については、市としてもそれを十分斟酌しながら、センターの立ち上げに臨んできたところではある。

(D委員)

- ・審議会などの全体の間というよりは、具体的に関わっている方々で懇話会などを通じ、センターの進み具合を確認していくことが必要かと思う。
- ・資料2の1ページの総合計画の位置付けということでは基本政策11「市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり」も、2ページの子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進にかかわってくると思う。センターだけではなく地域で子どもを支えていくのが一つの役割だと考えており、その部分が我々の思いとかけ離れている。
- ・児童相談所の設置に係る検討は、どこまで進んでいるのか。
- ・職員のスキルアップについては、誰が判断するのか。

(事務局)

- ・児童相談所については、センターの計画時にも検討したが、多様な職種の職員を有し、幅広い事業を実施している本市の強みと措置等の権限を有する児童相談所の強みをお互いに活かしあうように、当面はそれぞれの主体が取組を進めることが適当である旨、整理した経緯がある。現時点では、中核市が児童相談所を持つ場合の国の支援策等が明らかになっておらず、そこから検討は進んでいないが、今後、国の動向や他自治体の検討状況等を注視していく必要があるものと考えている。
- ・職員のスキルアップについては大切なことと考えているが、客観的な指標や基準等

がある訳ではないので、一概に判断することは難しい。また、相談員は、単年度雇用の嘱託職員などが多く、対応する資格も就学前は保育士、就学後は学校経験者が従事しており、それぞれで学ぶべきことも変わってくる。

(E委員)

・7ページの職員のスキルアップには、「開設時に実施済」に○がついていないが、全く実施していなかったということか。

(事務局)

・職員のスキルアップは、従前から取り組んでいるが、達成度が計りづらいため、そのような表記となっている。

(D委員)

・職員の入れ替わりなども含め、児童相談所と良い関係で業務を実施していくためには、職員の質を担保する必要があるのではないか。外に向けての研修も必要だが、内部の職員への研修に対して、今すぐでなくても計画的に取り組まなければならないのではないか。

(G委員)

・相談者に一緒に学校に行ってほしいと言われたら、対応してくれるのか。

(事務局)

・そのようなケースがあれば、対応していく。

(F委員)

・学校の先生などをセンターに呼んで相談者を含めた三者面談などは可能か。

(事務局)

・可能である。なるべく相談者のニーズに対応していく。

(H委員)

・プレイルーム（ときわひろば）を火曜日閉めている理由は何か。

(事務局)

・基本的に火曜日は親子教室などの事業に充てている。

(E委員)

・その他、質問等がなければ、報告を受けたこととする。

ウ 旭川市こども通園センターの移転スケジュールについて
資料4について事務局より説明した。

(事務局)

・昨年の審議会で説明したが、現在、花咲町7丁目の旭川医療センター敷地内に設置している「こども通園センター」は、医療センターの外来棟建替工事により、現在使用中の建物が取り壊されるため、本年12月末までの移転が必要となっており、その移転先を愛育センターの旧くるみ学園のスペースにすることとした。

・移転等に関わる予定であるが、旧くるみ学園は18歳以上の方が通所し活動を行っていた施設であったが、今度は対象が就学前児童になるので、トイレや手洗いなど児童向けに改修する必要があること、また、児童の療育をするためには床や壁などを改

装する必要があることから、施設の改修工事を行うこととなる。この改修工事のための入札が8月23日に行われたところであり、細かな工事のスケジュールはまだ把握していないが、着手は9月から、完了、建物の引き渡しは11月30日を予定していると工事担当部局から聞いている。

- ・施設改修工事終了後12月17日・18日（土・日）に療育などで使用する道具・什器類を愛育センターに搬入し、20日にその状態で室内空气中化学物質測定を行うこととなる。これは工事施工後新たに施設を使用する際には、什器類を搬入後にこのような測定をするよう市としてルールづけているものである。なお、工事が終了した時点で、工事担当部局においてもこの測定を行い、指針値を超えていないことを確認した後、建物の引き渡しを受けることとなっているので、搬入した什器類から指針値を超える化学物質が放散されていないか確認するというのがこの測定の目的となる。測定結果については26日に出ることが想定される。測定値に問題がなければ、年明けの1月5日から愛育センターで療育活動を実施していくこととなる。

(F 委員)

- ・施設が完成したら、見学は可能か。

(事務局)

- ・連絡してもらえれば、見学できる。

(E 委員)

- ・その他質問等がなければ、報告を受けたこととする。

3 その他
特になし

4 閉会